⑷　工事内容及び業務内容
　①　浅瀬石川二期農業水利事業　浅瀬石川統合頭首工建設工事（仮称）（以下「建設工事」という。）
　ア　頭首工建設工事　１式（ゲート設備、電気設備等の施設機械工事及び建築工事（管理棟）を除く）
　イ　堤体サイフォン工事　１式
　ウ　浅瀬石川第一頭首工撤去工事　１式
　エ　仮設工事　１式
　※工事内容は工事全体の概要である。
　②　浅瀬石川二期農業水利事業　浅瀬石川統合頭首工技術協力業務（以下「技術協力業務」という。）
　ア　業務準備（現地調査）　１式
　イ　資料の検討　１式
　ウ　設計　１式
　エ　報告書点検とりまとめ　１式
⑸　予定工期及び履行期間
　①　建設工事の予定工期　令和７年４月頃から令和15年３月頃まで。
　※予定工期は工事全体の予定工期である。
　②　技術協力業務の履行期間　契約締結日の翌日から令和７年３月21日まで。
⑹　建設工事及び技術協力業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の技術協力・施工タイプによる契約方式の対象であり、公示手続により優先交渉権者として特定された者と技術協力業務の契約を締結した後、東北農政局長と優先交渉権者との間で建設工事の価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に建設工事の契約を締結する。
　なお、建設工事の契約締結は、令和７年度本予算が成立し予算示達がなされることを条件とするものであるほか、本予算が成立した場合であっても、成立時期や内容によっては契約締結を行わない場合があることを条件とする。
⑺　技術協力業務の規模は2,000万円程度（税込み）を想定している。
⑻　建設工事の規模を示す参考額は、33.5億円程度（令和４年度単価により算出）を想定している。
⑼　建設工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　技術協力業務は、説明書の交付、参加資格確認申請書及び確認資料並びに技術提案書の提出及び受領に係る確認について、電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う。
　ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。
⑾　本案件は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

２　参加資格
　次に掲げる全ての条件を満たしている者、若しくは次に掲げる条件を満たしている二者又は三者により構成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、東北農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。
⑴　技術提案書の提出者に要求される資格要件
　①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
　②　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
　③　東北農政局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、「測量・建設コンサルタント等」の申請を行い受理されている者で、優先交渉権者特定時において測量・建設コンサルタント等のうち「建設コンサルタント」の競争参加資格の認定を受けている者であること。
　④　東北農政局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において「土木一式工事」の申請を行い受理されている者で、優先交渉権者特定時において「土木一式工事」の認定がなされている者であること。
　⑤　優先交渉権者の特定結果通知の日までに③、④及び⑦の認定されていない場合は、優先交渉権者及び次順位の交渉権者に特定しない（共同企業体も含む。）。
　⑥　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。③又は④の認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあっては、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けている者であることを要する。
　⑦　東北農政局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において「土木一式工事」の申請を行い受理されている者で、優先交渉権者特定時において「土木一式工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,250点以上であること。ただし、共同企業体の場合、代表者以外の構成員における土木一式工事の客観点数は1,150点以上であること（上記２⑴⑥の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。）。
　⑧　次に掲げる施工実績を有すること。
　ア　平成19年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。
　ただし、共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。
　イ　同種工事とは、「堰・水門工事」とする。
　ウ　当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定の評定点が説明書に示す点数未満のものを除く。
　⑨　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設工事に専任で配置できること。なお、建設工事は、令和７年４月頃に工事着手する予定である。
　ただし、契約締結後各年において、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工事完成後、検査（出来形検査等を含む）が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間においては、工事現場への専任を要しない。
　ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者とする。
　ａ　１級建設機械施工技士の資格を有する者
　ｂ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者
　イ　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
　ウ　⑧に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。なお、共同企業体にあっては、一人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の施工経験を有すること。また、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が説明書に示す点数未満のものを除く。
　エ　主任技術者又は監理技術者にあっては直接的、かつ、恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を確認することができる資料を求めることがあり、その確認がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の締切日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
　オ　日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）であること。